

## (10) 屋外部分

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者 (共益費)	
柵・側溝	①汚水排水柵、ふた ②雨水柵、ふた ③側溝	○ ○ ○		清掃も県負担 清掃は入居者負担 清掃は入居者負担
児童遊園	④砂場の砂の補填 ⑤遊具、ベンチ	○ ○		2年に1回を限度
植栽	⑥中高木の管理・剪定 ⑦低木の管理・剪定 ⑧除草 ⑨芝生の整備	○	○ ○ ○	原則2年に1回
害虫駆除	⑩ノミ・シラミ・ダニ・南京虫・ネズミ・ゴキブリ等 ⑪スズメバチ ⑫チャドクガ、イラガ ⑬シロアリ	○ ○ ○	○	衛生害虫類等 薬剤散布による 駆除は原則行 わない